



事業、制度など

固定資産税・都市計画税の課税誤り

概要	一部の固定資産税・都市計画税について、課税誤りがあることが判明しました。
内容	<p>令和6年5月20日に課税誤りについてリリースしましたが、これを機会と捉えて、固定資産税の課税状況等の再確認、全面的な検証作業を進めてきた結果、令和4年度から令和6年度の税額に、新たな誤りが発見されました。課税誤りの原因や件数は、次の通りです。</p> <p>○土地</p> <ul style="list-style-type: none">・原因：課税システムへの、住宅用地に対する課税標準の特例を適用する操作が、適正に行われていなかったことによる。・対象者数：11人・影響税額：過大11件 合計980,300円（最大175,400円/件） <p>○家屋</p> <ul style="list-style-type: none">・原因：課税システムへの、新築住宅および認定長期優良住宅に対する減額を適用する操作が、適正に行われていなかったことなどによる。・対象者数：6人・影響税額：過大5件 合計1,476,700円（最大1,218,200円/件） 過少1件 49,200円 <p>○償却資産</p> <ul style="list-style-type: none">・原因：所有者からの申告内容を課税システムへ入力する際、評価額や耐用年数などの入力を誤ったことによる。・対象者数：26人・影響税額：過大12件 合計64,400円（最大42,400円/件） 過少14件 合計181,400円（最大52,500円/件）
対応	<p>文書通知または電話連絡などにより謝罪、説明を速やかに行い、近日中に正しい納税通知書を発送します。</p> <p>また、市ホームページにも本情報を公開します。</p>
問い合わせ先	財務部 固定資産税課 土地係 TEL 046 (252) 8043 FAX 046 (255) 3550